

早期審査・審理ガイドライン

**平成12年
特許庁**

I. はじめに

特許出願 実用新案登録出願に対する早期審査・早期審理は、昭和61年2月より運用されております。

その利用は徐々に拡大していますが、今回 基礎的研究成果の早期活用 独創的研究開発を行う出願人の支援、国際的経済活動の早期支援など我が国産業競争力の強化を目的とし、その運用を大幅に見直すこととしました。

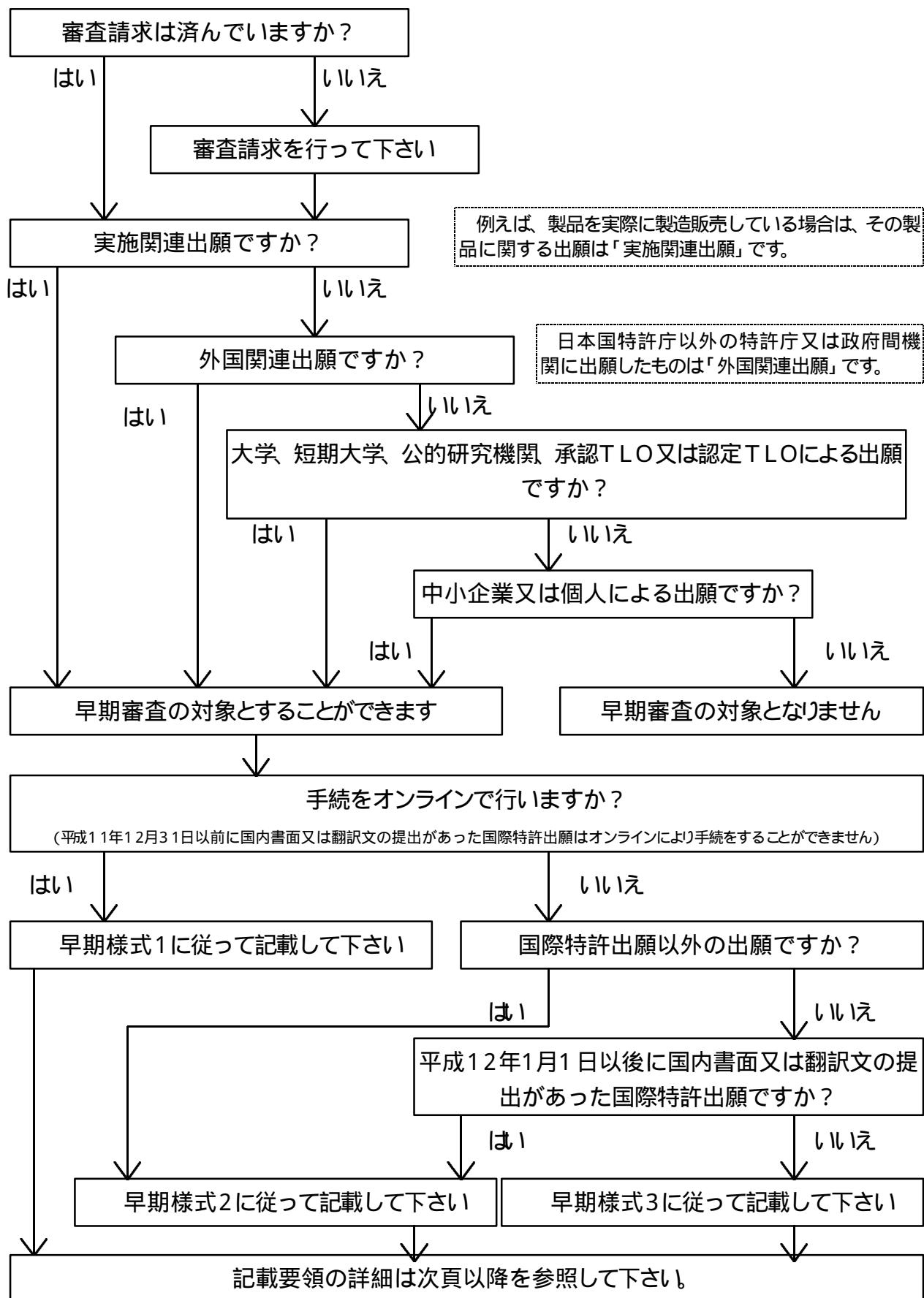
具体的には、従来の実施関連・外国関連の出願に加えて、我が国産業競争力強化のために重要な役割を果たすことが期待されている中小、ベンチャー企業、大学・公的研究機関等の出願に対しても、要請に応じて早期に審査、審理を行うこととしました。

また、手続面についても出願人等の利便を踏まえ、早期審査・審理に関する事情説明書の事情説明部分の記載内容を簡素化しました。

本制度の導入に伴い、早期審査・審理ガイドラインを改訂します。

II. 早期審査

1. 早期審査の申出手続きの概要



2. 早期審査の対象となる出願

以下の(1)及び(2)の要件を備えた特許出願^(*)1)が早期審査の対象となります。

- (1) 出願審査の請求がなされていること。

審査請求手続と 早期審査請求の手續は同時でも構いません。

- (2) 以下のいずれか1つの条件を満たしていること。

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施^(*)2)(「早期審査に関する事情説明書」の提出日から2年以内の実施を含む。)している特許出願であるもの(以下、「実施関連出願」という。)

出願人がその発明について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願であるもの(以下、「外国関連出願」という。)^(*)3)

その発明の出願人の全部又は一部が 大学・短期大学^(*)4)、公的研究機関^(*)5)、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関(承認TLO又は認定TLO)^(*)6)であるもの。

その発明の出願人の全部又は一部が 中小企業^(*)7)又は個人であるもの。

(*1) 平成5年12月31日以前にされた実用新案登録出願(以下、旧実用新案登録出願といふ)を含みます。以下、特許出願について説明しますが、前記旧実用新案登録出願については、以下の説明では「発明」を「考案」のように対応する表現にそれぞれ読み替えるものとします。

(*2) 早期審査における発明の「実施」に含まれるものとして、例えば 出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又はその譲渡若しくは貸渡の申出(譲渡又は貸渡のための展示を含む。)のうち、実際に事業化を行っているもの及び特許法施行令第一条の三に定める处分(農薬取締法における登録、薬事法における承認)を受けるために必要な手続を行っているものが挙げられます。

(*3) 原出願が外国関連出願である分割出願も含みます。

(*4) 大学、短期大学とは学校教育法に定める大学、短期大学のことです。

(*5) 「公的研究機関」は、国立又は公立の試験研究機関とします。

(*6) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(大学等技術移転促進法)」第4条、第12条又は第13条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

(*7) 中小企業とは 中小企業基本法に定める中小企業のことです。

(参考) 中小企業基本法に定める中小企業の基準(平成11年12月3日改正施行)

業種ごとに資本金基準と従業員基準の2つの基準があり、どちらか一方の基準を満たせば中小企業基本法に定める中小企業となります。

業種	従業員数	資本金
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下
製造業建設業運輸業を含む その他の業種	300人以下	3億円以下

3. 早期審査の申出手続

早期審査の申出をする場合は、特許出願ごとに「早期審査に関する事情説明書」を1通提出して下さい。

(1) 提出者

「早期審査に関する事情説明書」の提出者は出願人とします。

(2) 提出方法

提出方法は以下の3通りがあります。

オンライン

特許・実用新案の出願及び特許・実用新案等の登録料や年金納付の手続等の手続と同様にオンラインで受付をしております。

国際出願については、平成11年12月31日以前に国内書面又は翻訳文の提出があったものはオンラインにより手続をすることができないので、書面により手続を行って下さい。

持参

特許庁出願課受付窓口(所在地 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3)に直接持参の上書類をご提出下さい。

郵送

封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて(郵便番号100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3)に郵送して下さい。

(3) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されても、データエントリー料はかかりません。

(4) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います。この場合も手数料は不要です。

(5) 様式

「早期審査に関する事情説明書」は、以下の様式により作成して下さい。

表1 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

オンライン手続の場合		書面手続の場合		
		国際特許出願以外の場合	国際特許出願の場合 (国内書面又は翻訳文提出時期)	
事 情 説 明 書	早期様式1	早期様式2	平成12年以降	平成11年以前
事情説明書の補充書	補充書様式1	補充書様式2		補充書様式3

早期様式1(オンラインの場合の様式)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません(詳細は18ページ参照)。

早期様式2(平成12年以降に国内書面若しくは翻訳文を提出した国際特許出願 又は国際特許出願以外の書面の場合の様式)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません(詳細は18ページ参照)。

早期様式3(平成11年以前に国内書面又は翻訳文を提出した国際特許出願に関する書面の場合の様式)

早期審査に関する事情説明書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 提出者

住所(居所)

氏名(名称) 印

3 代理人

住所(居所)

氏名(名称) 印

4 早期審査に関する事情説明

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

5 提出物件の目録

物件名

「提出物件の目録」については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません(詳細は18ページ参照)。

補充書様式1(「早期審査に関する事情説明書」を補充・オンラインの場合の様式)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません(詳細は18ページ参照)。

補充書様式2(「早期審査に関する事情説明書」を補充・平成12年以降に国内書面若しくは翻訳文を提出した国際特許出願 又は国際特許出願以外の書面の場合の様式)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません(詳細は18ページ参照)。

補充書様式3(「早期審査に関する事情説明書」を補充・平成11年以前に国内書面又は翻訳文を提出した国際特許出願に関する書面の場合の様式)

早期審査に関する事情説明補充書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 提出者

住所(居所)

氏名(名称) 印

3 代理人

住所(居所)

氏名(名称) 印

4 補充の内容

5 提出物件の目録

「提出物件の目録」については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません(詳細は18ページ参照)。

(早期審査の事情説明書を書面で提出する場合の記載例)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2000-012345

【提出者】

【識別番号】 000123456

識別番号の通知を受けていないときは
この項目を設ける必要はありません。

【住所又は居所】 県 市 町 丁目 番 号

【氏名又は名称】 株式会社 製作所

【代表者】 特許 太郎



【提出者】

【住所又は居所】 県 郡 町 番地

【氏名又は名称】 株式会社 電機

【代表者】 発明 次郎



【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人によらない場合は
この項目を設ける必要はありません。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。

(2) 出願日は 年 月 日、出願番号は である。

(3) 欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下の通りである。

.....

.....

2. 先行技術の開示及び対比説明

.....

【提出物件の目録】

【物件名】

提出物件がないときは

この項目を設ける必要はありません。

注)これは記載例です。

4. 事情説明書の記載要領

(1) 書誌的事項の記載要領

〔提出日〕の欄(様式第2の備考22と同様)

早期審査の事情説明書の提出日の記載は任意です。

提出日の記載にあたっては、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日、郵便により提出する場合はその投函の年月日、又は郵便局へ差し出す年月日、オンラインにより提出する場合には提出する日付として下さい。

【事件の表示】の欄(様式第2の備考8、 様式第4の備考2と同様)

a) 出願番号が通知されている場合

出願番号が通知されている場合には「事件の表示」の次に「出願番号」の欄を設けて「特願2000-012345」(平成12年以降の出願の場合)「平成11年特許願第123456号」(平成11年以前の出願の場合)のように出願番号を記載します。

b) 出願番号が通知されていない場合

願書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合など 出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】の欄の代わりに【出願日】の欄を設けて「平成12年5月14日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、願書に記載した整理番号と同じ整理番号を記載します。

国際特許出願について、出願の番号が通知されていない場合には「**【出願番号】**」の欄を「**【国際出願番号】**」とし、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載し、「**【国際出願番号】**」の欄の次に「**【出願の区分】**」の欄を設けて「**特許**」と記載します。

【提出者】の欄

a) 識別番号、住所又は居所((様式第2の備考10、11と同様)

識別番号の通知を受けている場合には「**提出者**」の次に「**識別番号**」の欄を設けて「000123456」というように通知された識別番号を記載します。

識別番号の通知を受けていない場合には「【提出者】」の次に「【住所又は居所】」の欄を設けて、「 県 市 町 丁目 番 号 マンション 号室」のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載します。郵便番号の記載は必要ありません。

識別番号を記載した場合には【住所又は居所】の項目を設ける必要はなく、住所又は居所を記載した場合には【識別番号】の項目を設ける必要はありません。

b) 氏名又は名称(様式第2の備考13と同様)

【氏名又は名称】は 法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて下さい。

c) 押印又は識別ラベル(様式第2の備考19と同様)

書面によって「早期審査に関する事情説明書」を提出する場合には、自然人の場合は【氏名又は名称】の欄に氏名を記載した部分の横に押印するか識別ラベルを貼り、法人の場合は【代表者】の欄に代表者の氏名を記載した部分の横に(法人の場合には法人代表者の印で) 押印するか識別ラベルを貼ります。

d) 繰返記載(様式第20の備考2と同様)

【提出者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、【提出者】に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載します。

(記載例)

【提出者】
【識別番号】 000123456
【住所又は居所】 県 市 町 丁目 番 号
【氏名又は名称】 株式会社 製作所
【代表者】 特許 太郎

【提出者】
【住所又は居所】 県 郡 町 番地
【氏名又は名称】 電機株式会社
【代表者】 発明 次郎


注) 上記の記載例は書面で提出する場合の例です。

【代理人】の欄(様式第2の備考17から19と同様)

代理人によらない場合は【代理人】の項目を設ける必要はありません。

代理人による場合は提出者本人の印及び識別ラベルについては不要です。

代理人の【識別番号】及び【住所又は居所】については と同様に記載して下さい。【代理人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、【代理人】に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載します。

その他

a) 書面で提出する場合の様式について(様式第2の備考1から4、23及び25と同様)

用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、

ず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないで下さい。

余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとして下さい。

書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内として下さい。

文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことが出来ないように記載して下さい。また、半角文字並びに「【】」「」及び「」は用いないで下さい(欄名の前後に「【】」を用いるときを除く。)

書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入して下さい。

とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう例えはホッチキス等を用いてとじて下さい。

なお、これらの点はオンラインで提出する場合には電子出願ソフトに従って提出していくだければ問題はありません。

b) 日本に営業所を有する外国法人の場合(様式第2の備考14と同様)

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは

【氏名又は名称】の次に【営業所】の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次【代表者】の欄を設けるものとします。

(2) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

実施関連出願の場合である場合は、その旨を記載します。

また実施状況などの詳細な説明を省略して記載することができます。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項に記載されているように、
けにを設けたを平成年月より生産開始する予定の
実施関連出願である。

外国関連出願の場合は、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関に出願を行ったことを出願番号又は公報番号を含めて具体的に記載して下さい。

出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関に出願を行った事実を疎明する書面(出願書類の謄本など)の提出は省略することができます。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

　　欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

　　欧州特許庁への出願の出願番号は である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号はA である。

出願人の全部又は一部が 大学、短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関(承認TLO又は認定TLO)である場合はその旨を記載します。

なお、「大学」「短期大学」とは 学校教育法に定める「大学」「短期大学」のことです。また「公的研究機関」は 国立又は公立の試験研究機関とします。また「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(大学等技術移転促進法)」第4条、第12条又は第13条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

　　出願人 は学校教育法に定められる大学である。

出願人の全部又は一部が 中小企業又は個人である場合は、その根拠を具体的に記載して下さい。なお「中小企業」とは 中小企業基本法に定める「中小企業」のことです。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

　　出願人 は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は230人 資本金は2億円であるから、中小企業基本法に定める中小企業である。

(参考) 中小企業基本法に定める中小企業の基準(平成11年12月3日改正施行)

　　業種ごとに資本金基準と従業員基準の2つの基準があり、どちらか一方の基準を満たせば、中小企業基本法に定める中小企業となります。

業種	従業員数	資本金
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下
製造業建設業運輸業 を含むその他の業種	300人以下	3億円以下

(3) 【早期審査に関する事情説明】における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載要領
外国特許庁などにおける先行技術調査結果が既に得られている場合においては、当該調査結果として引用された全ての先行技術を記載して下さい。

また、外国特許庁などにおける先行技術調査結果が得られておらず、かつ、出願時において行われた先行技術調査の結果が明細書において的確に開示されていない場合においては、出願人において先行技術調査を行い、その調査結果を記載して下さい。

先行技術調査の結果、先行技術が発見されなかった場合には、発明に最も関連する技術を記載して下さい。

なお、出願人において既知の先行技術・関連技術については必ず開示してください。また、当然知っているべき先行技術、例えば、共通の出願人又は共通の発明者の関連出願についても必ず開示するようにして下さい。

外国特許庁などにおける先行技術調査結果

審査主義を採用する特許庁及び政府間機関の調査結果、又は特許協力条約に基づく国際調査機関の調査結果として引用された文献を記載する場合は、以下の例のように記載して下さい。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

……(事情を記載します)……

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1)文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

また、現段階において既に出願人が把握している先行技術文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

(2)対比説明

……(対比説明を記載します)……

なお、対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを対比検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的且つ簡潔に記載します。なお、文献中の特定箇所を引用する場合には、「引用文献Aの第 ページ第 行に記載の…」等というように、その箇所(頁 行)を明示して下さい。

明細書において既に、十分な先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを上げて適切に開示されている場合は以下の例のように記載して下さい。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

……(事情を記載します)……

2. 先行技術の開示及び対比説明

出願人は明細書第12ページから14ページにおいて先行技術を十分に開示している。また、その後出願人が把握した先行技術文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

(2) 対比説明

……(対比説明を記載します)……

出願人において先行技術調査を行った場合は、以下の例のように記載して下さい。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

……(事情を記載します)……

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 先行技術調査範囲

特許電子図書館の公報テキスト検索にて「要約 + 請求の範囲」を検索キーワード「」にて調査(ヒット件数 件)、さらに「」にて調査(ヒット件数 件)した。

また、特許電子図書館のFI・FTerm検索にて、本願の公開公報に記載されたIPCである……についても調査を行った。

(2) 文献名

この結果発見された先行技術文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

また、これ以外で出願人が把握している先行技術文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

(2) 対比説明

……(対比説明を記載します)……

特許庁では、特許庁が保有する特許情報のデータベースと検索用システムを、インター

ーネットを通じ無料で提供しております(特許電子図書館(IPDL))。

特許電子図書館のホームページアドレスは

<http://www.ipdl.jpo.go.jp/homepg.ipdl>

です。

また、各通商産業特許室においても総合資料データベースの利用、各種公報類の閲覧及び特許電子図書館(IPDL)を利用することができます。

補正案を提示する場合

出願人において先行技術調査を行った結果、特許請求の範囲の記載などを補正した方が望ましいと判断した場合は、補正案を提示し、これに基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことが出来ます。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

……(事情を記載します)……

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧洲特許庁の調査結果として引用された全文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

また、今までに出願人が把握している先行技術文献は以下の通りである。

……(文献名を記載します)……

(2) 補正案

請求項1について補正案があり、下記の通りである。

記

……(補正案を記載します)……

(3) 対比説明

……(対比説明を記載します)……

なお、「1. 事情」などの項目、及び「請求項1」などの記載においては、「【1. 事情】」「【請求項1】」などと「」や「」を用いて記載しないで下さい。

(4) 【提出物件の目録】の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付して下さい。ただし、出願が以下の に該当する場合には全ての先行技術文献の写しの添付を省略でき、先行技術文献が 又は のいずれか1つに該当する場合もその先行技術文献の写し

写しについては添付を省略できます。

出願が 中小企業 個人 大学 短期大学 公的研究機関 承認TLO、又は認定TLOのうちいづれかによる出願である場合

先行技術文献を特許電子図書館にて先行技術文献を参照できる場合

特許電子図書館においては「特許実用新案公報DB」「外国公報DB」にて、内外特許公報の多く(外国公報は米国 欧州 西独 英国 仏国 スイス 国際出願それぞれの公開公報あるいは特許(公告)公報)を参照でき、これらの公報については添付を省略できます。

先行技術文献がこれらの公報に該当するために写しの提出を省略するときは「添付を要しないため省略」する旨記載して下さい。(次ページ記載例3参照)

同時又はすでになされた他の手続において特許庁に提出されている先行技術文献の写しを援用する場合(様式第4の備考4と同様)

援用により写しの提出を省略するときは【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示(特許権に係るものにあっては 特許番号、書類名及びその提出日)を記載して下さい。また、2以上の写しの提出を省略するときは【物件名】に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載して下さい。

記載例1：物件(1件)をイメージで提出する場合

(記載例)

【提出物件の目録】

【物件名】 米国特許第 号明細書 1

(米国特許第 号明細書)

文献イメージ

記載例2：物件(2件)をイメージで提出する場合

(記載例)

【提出物件の目録】

【物件名】 米国特許第 号明細書 1

【物件名】 仏国特許第 号明細書 1

(米国特許第 号明細書)

文献イメージ

(仏国特許第 号明細書)

文献イメージ

記載例3：提出する物件がない場合

(記載例)

【提出物件の目録】

【物件名】 欧州特許公報 号公報 1

(欧州特許公報 号公報)

添付を要しないため省略

記載例4：援用により提出する物件を省略する場合

(記載例)

【提出物件の目録】

【物件名】 西獨国特許第 号明細書 1

【援用の表示】 特願平 年 号、意見書 平成 年 月 日

5. 審査手続等

(1) 審査手続

選定手続

審査長は、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に関して、早期審査の対象に付すか否か、主として以下の観点から選定を行い、「早期審査に関する報告書」を作成します。

- a) 早期審査の要件を満たしているか否か
- b) 先行技術の開示が的確であるか否か

選定結果の通知

審査長は、選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して葉書により出願人(代理人)に連絡します。

審査官による早期審査の処理

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、担当審査官は通常の案件に優先して速やかに審査を開始し(特別の事情がある場合を除く)着手後の処理についても遅滞なく処分が終了するよう審査手続を進めます。

(2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧に供します。

(3) 早期処理のための出願人(代理人)の協力

早期処理が図れるよう出願人(代理人)に対し下記の点の協力をお願いします。

応答期間の延長請求の抑制

補正書、納付書等のオンライン手続の励行

面接審査の活用

特に、同一出願人からの早期審査の申し出が多数に及んだ場合においては、審査効率の向上を図るために、出願人に対して技術説明などを要請する場合があります。

なお、出願人(代理人)の協力が得られない場合は、円滑に早期審査を行えない場合があります。

6. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101(内線 3106)

E-mail PA2210@jpo.go.jp

III. 早期審理について

1. 早期審理の対象となる審判事件

以下の要件のいずれかの要件を備えた特許出願^{(*)1}に係る拒絶査定不服審判事件が対象となります。

- (1) 審判請求人自身又は審判請求人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者(ライセンシー)が、その発明を実施^{(*)2}(「早期審査に関する事情説明書」の提出日から2年内の実施を含む。)している特許出願(以下、「実施関連出願」という。)であること。
- (2) 審判請求人がその発明について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願(以下、「外国関連出願」という。)であること。^{(*)3}
- (3) その発明の出願人の全部又は一部が、大学・短期大学^{(*)4}、公的研究機関^{(*)5}、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関(承認TLO又は認定TLO)^{(*)6}であるもの。
- (4) 審判請求人の全部又は一部が、中小企業^{(*)7}又は個人であるもの。
- (5) 審判請求人でない者(第三者)が、その審判事件の特許出願の出願公開後審決前にその発明を業として実施していること。

(*)1) 平成5年12月31日以前にされた実用新案登録出願(以下、「旧実用新案登録出願」という。)を含みます。以下、特許出願について説明しますが、前記「旧実用新案登録出願」については、以下の説明では「発明」を「考案」のように対応する表現にそれぞれ読みかえるものとします。

(*)2) 早期審査における発明の「実施」に含まれるものとして、例えば、出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又はその譲渡若しくは貸渡の申出(譲渡又は貸渡のための展示を含む。)のうち、実際に事業化を行っているもの及び特許法施行令第一条の三に定める处分(農薬取締法における登録、薬事法における承認)を受けるために必要な手続を行っているものが挙げられます。

(*)3) 原出願が外国関連出願である分割出願も含みます。

(*)4) 大学、短期大学とは学校教育法に定める大学、短期大学のことです。

(*)5) 「公的研究機関」は、国立又は公立の試験研究機関とします。

(*)6) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(大学等技術移転促進法)」第4条、第12条又は第13条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。

(*)7) 中小企業とは、中小企業基本法に定める中小企業のことです。

(参考) 中小企業基本法に定める中小企業の基準(平成11年12月3日改正施行)

業種ごとに資本金基準と従業員基準の2つの基準があり、どちらか一方の基準を満たせば中小企業基本法に定める中小企業となります。

業種	従業員数	資本金
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下
製造業建設業運輸業を含む その他の業種	300人以下	3億円以下

2. 早期審理の申出手続

早期審理の申出をする場合は、早期審理の対象となる審判事件ごとに「早期審理に関する事情説明書」1通を提出して下さい。

(1) 提出者

提出者は当該審判事件の審判請求人とします。

(2) 提出方法

平成11年12月31日以前に審判を請求した審判事件

直接受付窓口(特許庁出願課:所在地 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3)に差し出すか又は封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて(郵便番号100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3の4の3)に郵送して下さい。なお、オンライン、FD等による電子手続は行えません。

平成12年1月1日以降に審判を請求した審判事件

オンラインにより行つか 直接受付窓口(同上)に差し出すか又は封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて(同上)に郵送して下さい。

(3) 手数料

「早期審理に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されてもデータエントリー料はかかりません。

(4) 事情説明書の補充

提出した「早期審理に関する事情説明書」の補充をする場合は、「早期審理に関する事情説明書の補充書」をもって行います。この場合も手数料は不要です。

(5) 様式

「早期審理に関する事情説明書」は、以下の様式により作成して下さい。

表:「早期審理に関する事情説明書」等の様式一覧

提出書類	審判請求の時期 平成11年12月31日までに 審判請求	平成12年1月1日以降に審 判請求
事情説明書	早期審理様式1	早期審理様式2
事情説明書の補充書	早期審理補充様式1	早期審理補充様式2

早期審理様式1(平成11年12月31日までに請求された審判事件の場合の様式)

早期審理に関する事情説明書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

平成 年審判第 号

2. 提出者(審判請求人)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称) 印

3. 代理人

住所(居所)

氏名(名称) 印

4. 早期審理に関する事情説明

1. 事情

5. 添付書類の目録

早期審理様式2(平成12年1月1日以降に請求された審判事件の場合の様式)

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【早期審理に関する事情説明】

1. 事情

【提出物件の目録】

【物件名】

【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません。

早期審理補充様式1(平成11年12月31日までに請求された審判事件の場合の様式)

早期審理に関する事情説明補充書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

平成 年審判第 号

2. 提出者(審判請求人)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称) 印

3. 代理人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称) 印

4. 補充の内容

5. 添付書類の目録

早期審理補充様式2(平成12年1月1日以降に請求された審判事件の場合の様式)

【書類名】 早期審理に関する事情説明補充書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目を設ける必要はありません。

3. 「早期審理に関する事情説明書」の作成要領

(1) 書誌的事項の記載要領

「早期審理に関する事情説明書」の書誌的事項～の欄は、以下の要領で記載します。

「事件の表示」の欄には、平成11年12月31日以前に審判請求した事件については、審判事件番号を記載します。平成12年1月1日以降に審判請求した事件の場合は、審判番号及び出願番号を記載します。

「審判請求人」又は「代理人」の欄の住所の次に、可能な限り提出者又は代理人の有する電話の番号及びファクシミリ番号を記載します。

その他の点は、平成11年12月31日以前に審判請求した事件については、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3と同様とします。平成12年1月1日以降に審判請求した事件の場合は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第6の5の備考4、6及び7まで並びに様式第6の3の備考1と同様とします。

提出年月日の掲載にあたっては、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、郵便により提出する場合はその投函の年月日、又は郵便局へ差し出す年月日を記載します。

また、オンラインにより提出する場合には、提出する日付を記載します。

(2) 早期審理に関する事情説明の記載要領

「早期審査に関する事情説明」の「1.事情」の記載要領(第14～15頁)と同様です。記載にあたっては当該箇所の記載例も参考にして下さい。

なお、早期審理を申し出る審判事件が、審査段階において既に早期審査又は優先審査の対象となっている場合は、「要件に該当する簡単な説明」の欄には、「早期審査(優先審査)に関する事情説明書の記載参照」と記入すれば足ります。

4. 審理手続等

(1) 選定手続

選定手続

「早期審理に関する事情説明書」の提出があった審判事件に関しては、部門長・審判長が主任審判官を指定し、主任審判官は早期審理の対象に付すか否か、選定を行い、部門長・審判長が決裁をします。

選定結果の通知

選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して審判請求人(代理人)に通知します(平成11年12月31日以前に審判請求した事件については郵送。平成12年1月1日以降に審判請求した事件についてはオンライン。)

選定の際の確認等について

「早期審理に関する事情説明書」の記載内容のうち、早期審理に関する事情説明に関し、ヒアリング、資料要求等により、記載内容の根拠等の確認を行う場合があります。

(2) 合議体による早期審理

選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体は通常の審判事件に優先してすみやかに審理を開始し、遅滞なく処分するよう審理手続を進めます。

また、審判事件が前置審査の対象となる場合もすみやかに前置審査を行います。

(3) 審判請求人(代理人)の協力

合議体が早期に審理を進めるとしても、明細書に記載不備がある場合等には、拒絶理由を通知し、応答を待つための手続が必要となり、結果的に審理に長期間を要することがあります。審判請求にあたっては、審判請求書や明細書又は図面の記載に不備がないよう十分確認して下さい。

方式指令や拒絶理由通知がされた場合には、早期審理の趣旨を踏まえ、速やかな応答をお願いします。

早期審理の事情説明書や手続補正書、意見書等の提出は、できる限りオンライン手続でお願いいたします。

迅速な審理を進めるためには、面接審理が効率的です。審判合議体から要請があれば、ご協力ををお願いいたします。

(4) 提出書類の閲覧

「早期審理に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、審判記録の閲覧と同様、閲覧に供します。

5. 問い合わせ窓口

特許庁審判部審判課

TEL 03-3581-1101(内 5852、3613)